

震源を特定せず策定する地震動に関する基準類の改正の方針について（第5回）

令和2年10月28日  
原子力規制庁

令和2年第33回原子力規制委員会（10月21日）において、事務局から示した改正方針の選択肢について、引き続き議論いただきたい。

<参考資料>

令和2年度10月21日 第33回原子力規制委員会 資料2

**「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果を受けた  
事業者からの意見聴取結果及びこれを踏まえた基準の改正方針について（第4回）**

令和2年10月21日

原 子 力 規 制 庁

## 1. 概要

標準応答スペクトル<sup>1</sup>の規制への取り入れについては、令和2年7月15日の原子力規制委員会において、下記2. (3) のとおり、事業種別によって基準地震動に関する規定を書き分けることは行わないことを確認した。

その際、山中委員から、下記2. (3-4) のとおり、少なくとも既に許可されているリスクの小さい試験研究炉については、新たな基準を適用しないという考え方もあるのではないかとの意見があった。今般、指摘を踏まえ、改正方針の選択肢を事務局において整理したので、議論いただきたい。

## 2. これまでの原子力規制委員会の議論

### (1) 令和元年度第28回原子力規制委員会（令和元年9月11日）

①「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」<sup>2</sup>の策定に当たって標準応答スペクトルを用いた評価を行うことを要求するよう、設置許可基準規則解釈及び審査ガイド等を改正する。なお、本件は基準地震動の策定プロセスを改善するものであり、新しい標準応答スペクトルによる手法で評価を行った結果、基準地震動が見直される可能性はあるものの、施設・設備に対する要求レベルそのものを変更するものではない。

②標準応答スペクトルによる評価に加え、留萌地震を用いた評価を併せて求める。

③標準応答スペクトルと留萌地震の応答スペクトル<sup>3</sup>との間に大きな差ないこと等から、留萌地震を基に基準地震動を策定した原子力施設に対して、現時点で直ちに使用の停止や標準応答スペクトルの審査・検査での適用を求める必要はない。

④事業者が対応するために必要な期間等については公開の会合で事業者の意見を聴く。

<sup>1</sup> 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

<sup>2</sup> 全国共通に考慮すべき震源を特定せず策定する地震動をいう。

<sup>3</sup> 2004年北海道留萌支庁南部地震震のK-NET港町観測点の解放基盤波に余裕を持たせた地震動（硬岩サイトで使用されているレベル）に対して試行的にNoda et al. (2002)の地盤增幅率により地震基盤相当面に補正した地震動を推定して設定した応答スペクトルをいう。

## (2) 令和元年度第73回原子力規制委員会（令和2年3月23日）

- ⑤将来の標準応答スペクトルの見直しについては原子力規制委員会が行う。
- ⑥上記①の新たな基準の対象となる原子力施設は、基準地震動の策定を要求している施設のうち、重大事故の考慮を要する施設としてはどうか（これは⑨により否定された。）。
- ⑦改正後に必要な申請手続に関し、基準の改正前後で基準地震動が変わるか否か（設置変更許可申請の要否）を確認するプロセスを設ける。
- ⑧改正基準の経過措置は次のとおりとする。
  - ・改正前の基準に基づく基準地震動の審査状況にかかわらず、改正基準の施行から設置変更許可までの間、一律に3年間の猶予期間を設ける。
  - ・工事計画認可及び使用前確認の猶予期間は、改正後の基準に基づく設置変更許可の審査が進み、各施設への影響の詳細や工事の規模・見通し等が明らかになった時点で、全施設一律の終期（確定日）を定める。

## (3) 令和2年度第16回原子力規制委員会（令和2年7月15日）

- ⑨基準地震動は、特定地点における地震ハザードの強度を示す性質を有していることから、基準地震動の概念は施設を問わず変わらない。すなわち、施設によって基準地震動に関する規定を書き分けることは、行わない。
- ⑩山中委員より、少なくとも既に許可されているリスクの小さい試験研究炉については、留萌地震の応答スペクトルの評価はなされており、標準応答スペクトルと留萌地震の応答スペクトルとの間に大きな差はないので、設置変更許可の申請等を求めない、あるいは評価も求めないという考え方もありうるのではないかとの意見があった。

### 3. 改正方針の選択肢

#### (1) 適用除外規定を設けない案

適用除外の規定を設けず、事業種別にかかわらず一律に適用する。

►一律に同じ規制となるため、7月15日の委員会で確認された方針（⑨）には合致するが、山中委員の意見（⑩）には合致しない。

#### (2) 適用を除外する施設を個別に指定する案

耐震Sクラス施設を有する原子力施設のうち、比較的リスクの低いものについてはなお従前の例によることとし、「解釈」や「ガイド」の改正文の附則に、次のような趣旨の規定を置く。

「△△、□□及び○○（個別の施設名）については、改正後のこの解釈の＊＊＊の部分は適用せず、当該施設に係る基準地震動の策定については、なお従前の例による。」

- 山中委員の意見（⑩）を踏まえた案となっている。
- 7月15日の委員会で確認された方針（⑨）との関係でいえば、同一サイト内に適用対象施設と適用除外施設が併存し、見かけ上同一地点に異なる地震動が設定され得るが、これはハザードの概念を施設毎に変更するものではなく、あくまで施設の持つリスクが一定程度判明している既存の施設に対して基準解釈の適用の特例を定めたものと説明することとなる。
- この案は除外する施設を規制委員会が個別に指定することとなる。

### （3）免除（Exemption）制度を創設する案

事業者から免除（Exemption）の申請があったものについて、個別の判断により基準の一部の適用を免除することができる制度を創設する。そのため、各許可基準規則に次のような趣旨の規定を置く。これは、今回の基準改正だけではない一般的な免除制度となりうる。

「既存の△△施設の一部又は全部について、当該規定を適用しないことにつき安全上の影響が小さいものと原子力規制委員会が認める場合においては、当該規定を適用しないこと、又は当該規定に相当する従前の規定を適用することができる。」

- 7月15日の委員会で確認された方針（⑨）と山中委員の意見（⑩）のいずれにも合致する案となっている。
- この案は免除を求めるについて事業者が説明責任を負う。他方、原子力規制委員会は免除の判断のメルクマールを示し、また判断結果を説明する必要がある。
- 個別に規制の免除を行うための制度設計が必要であり、改正まで一定の期間を要する。

## 4. 今後の進め方

本日の議論の結果を踏まえ、引き続き基準の改正に向けて検討を進める。

なお、適用除外又は免除の枠組みの検討になお時間を要する場合には、新たな基準の適用対象であることについて共通認識が得られている（⑥）実用発電用原子炉、再処理施設、プルトニウム加工施設について基準改正を先行させる。

## ＜資料一覧＞

参考1 令和2年度原子力規制委員会第16回会議議事録 一部抜粋

## 参考1（令和2年度原子力規制委員会第16回会議議事録 一部抜粋）

れども、パブリックコメントにかける様式を整えてもらいたいと思いますが。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

承知しました。時期が来週という確約はできませんが、準備できましたら原子力規制委員会の方にお諮りしたいと思います。

○田中委員

そのときには、パブリックコメントにかける範囲を明確に示していただきたいと思います。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

承知しました。

○更田委員長

それから、断層に関しては構成等、また設置紙が必要になりますので、これもまた今月中ぐらいに来るのですか。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の小野でございます。

来月には準備したいと思います。

○更田委員長

分かりました。

ほかに。

それでは、この事務局案はコメント付きでいろいろ了承ということで。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

そして、科学的・技術的意見の募集について準備を進めてもらうこと、（断層の）検討チームの設置に向けて準備を進めてください。今日の議論を基に作業を進めてもらえばと思います。

ありがとうございました。

4つ目の議題は、「『震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム』の検討結果を受けた事業者からの意見聴取結果及びこれを踏まえた基準の改正方針について（第3回）」です。説明は森下原子力規制企画課長から。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

資料4に基づいて、説明いたします。

まず、1. でございますけれども、本件につきましては、これまで原子力規制委員会で確認された方針に基づきまして、事務局の方で基準の改正案の検討をしておりますが、今般、検討を要する論点が出てきたということで、御議論いただきたいというものであります。

2. には、「これまでの原子力規制委員会での議論」を簡単にまとめてあります。

まず、（1）ですけれども、昨年9月の原子力規制委員会においては、①に書いており

ますけれども、「震源を特定せず策定する地震動」の策定に当たって、新たな標準応答スペクトルを用いた評価を行うことを要求すると。そのための基準の改正をするということ。

②ですけれども、標準応答スペクトルに加えて、これまでの留萌地震（2004年北海道留萌支庁南部地震）を用いた評価も併せて求めると。

③ですけれども、両者の応答スペクトルには大きな差はないということで、現時点で直ちに施設の使用の停止などを求める必要はないということ。

④ですけれども、事業者が対応するために必要な期間について、公開の会合で意見を聞くことということが決められました。

(2) でございますけれども、今年3月、①、新しく決めた標準応答スペクトルの将来の地震のデータが集まったときの見直しについては、規制委員会がこれを行うということ、②ですけれども、先ほどの(1)の①の対象となる施設は、基準地震動(Ss)の策定を要求している施設のうち、重大事故の考慮を要する施設とするということで、これにつきましては、この資料の一番後ろの8ページを御覧いただきたいのですけれども、対象施設の整理ということで、①から③までありますけれども、①の選択肢、基準地震動の策定を要求している施設ということで、これは耐震Sクラスを有する施設ということで、具体的には右に書いてあるような実用炉や一部の試験研究炉などが対象となります。

そのときには、③でございますけれども、重大事故の考慮を要する施設ということで、一番右側にあります実用炉、再処理施設、プルトニウム加工施設が示されたということでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、一番後ろの行ですけれども、③として、改正後の必要な申請手続につきまして、申請の要否を確認するプロセスを設ける、④でございますけれども、経過措置につきましては、設置変更許可については一律に3年間の猶予期間、それから、2番目のポツですけれども、工認（工事計画認可）、使用前確認の猶予期間は、許可の審査が進んで影響や工事の規模などが明らかになった時点で、全施設一律の確定日を定めるということでございました。

3. で、検討を要する論点ということですけれども、対象施設についてでございます。

先ほど申し上げました2.の(2)の②ですけれども、グレーデッドアプローチの観点で対象施設を一定の事業種別に限定するという判断を示されたと理解しております。これに基づいて基準解釈等を見直そうとしておりますけれども、事業の種類によって基準地震動の手順等を書き分けるということになります。これにつきましては、これまで耐震重要施設の基準地震動の策定につきましては、事業の種別によらず同様となっていることと比較して、考え方方が複雑になって、規制側・被規制側双方の負担が不必要に多くなると考えられると思います。

今回の基準改正においては、既に基準地震動を策定している施設に一律に要求することとしてはどうかということで御議論いただきたいと思います。

最後、なお書きですけれども、先ほども申し上げましたが、申請の要否を確認するプロ

セスを設けまして、今回は一定の合理化を図るということにしております。

説明は以上です。

○更田委員長

経緯については、丁寧に説明してもらったのですけれども、議論すべきポイントは1つで、（2）の②、私の記憶では私の発言なのですけれども、耐震Sクラスのある施設に一律に標準応答スペクトル、評価とその評価結果次第では適用を求めるのはいかがなものかというものに対して、「SA」（シビアアクシデント）、（すなわち）重大事故等に対処を求められている施設にしてはどうかということだったのです。

事務局の検討を要する論点に関して、確かにこれはもっともだなと私も思うのは、Ss、（すなわち）設計基準地震動の定義を複線化してしまうことになって、設計基準地震動というのはサイトに対する地震ハザードの特性をどこまで考慮すべきかというもの、ハザードの強度を表しているものだから、それが置かれている施設が違うからということで変わるのはおかしいのではないかというのが事務局の意見だろうと思います。

私も確かにそうだと思います。Ssに手を付けるのはやはり変であって、そこに建っている施設の重要度なり安全上の需要度が低いからSsが変わるというのは、理解しにくいのだろうという意味でなのですけれども。

でもこの点、こういった潜在的なリスクの小さな施設、耐震Sクラスはあるのだけれども、潜在的なリスクが小さな施設に対してどう対処するかですけれども、少なくとも設計基準地震動に手を付けるのは、私も撤回したいと思います。

その上で、御質問、御意見があれば。

石渡委員。

○石渡委員

グレーデッドアプローチというのも実際は大切だと思うのですけれども、その点に関しては、2. の（2）の③の「設置変更許可申請の要否を確認するプロセス」というものの中で対処できるという理解でよろしいですか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課の森下です。

自分の理解は、ここでの確認にはグレーデッドアプローチという考え方に入っていないと思いまして、今回の要求で実際上変わらないという評価を行う事業者については、事前にそれを聞いて、申請を不要とするというものですので、そのような条件に当てはまるものは、一律で話を聞きますというプロセスと理解しております。

○更田委員長

石渡委員、やり方はこれから議論ですけれども、もしグレーデッドアプローチを適用するのだとすると、考え方はいくつもあるのだろうと思っていいますけれども、具体的な施設が頭に浮かんだ方が分かりやすいと思いますけれども、そもそもこれはKUR（京都大学研究用原子炉）とJRR-3ですね。

○森下原子力規制部原子力規制企画課課長

はい。

○更田委員長

そういう施設に対して、まず標準応答スペクトルでの評価をしなければならないから、評価をして、設備対応が必要なケースとそうでないケースがあるだろうと。そもそも評価をしてもらう必要があるのだろうかというところではあるのだけれども、Ssの定義を変えないのであれば、これは評価をしてもらうことになるのだろうと思うけれども、その評価の上で、施設対応が必要かどうかというのは個別に判断ができるのだろうとは思います。

ただ、評価しなくていいよというふうにはならないかなとは思いますけれども。

そもそも耐震Sクラスというのを、各設置者がぎりぎり詰めてはいないのではないかと私は思っていて、耐震Sクラスというのは結局、その機能喪失を仮定したときに、敷地境界線量で5mSv/イベントをたたくかたたかないか（超えるか超えないか）。全ての例ではないけれども、今までの設置許可は随分設置者の立証責任を軽減するために、めちゃくちゃ極端な仮定を置いているケースが多くて、KURは私はよく分からぬけれども、JRR-3に耐震Sクラスがあるというのを私は不思議に思っているので、むしろ耐震Sクラス、耐震クラスの議論の方できちんと対処されるべきものなのかなとは思いますけれども。

ほかに。

伴委員。

○伴委員

ロジックとしてはよく分かります。ただ、2ページ目の真ん中のところに、考え方が複雑で、規制側・被規制側双方の負担が不必要に大きくなると。これは本当なのだろうかと。結局、前回我々が議論したときに、それこそKURとかJRR-3についてまで評価を求めるほどの違いではないだろうという判断をしたわけですよね。それで、評価だけでも求めるということになれば、負担は決して小さくはないので、そのところは非常に心苦しいというか、そういうものは感じます。

ただ、ロジックとしては確かにここに指摘されているとおりだし、今回は標準応答スペクトルと留萌地震（の応答スペクトル）の違いがほとんどないという前提だったのでこういうことになったのだけれども、仮に今後、知見が積み重なったときに、標準応答スペクトルというものがかなり変わってきたということになったら、そのときも同じ対応ができるのだろうかということを考えると、こうせざるを得ないのかなとは思います。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

基準地震動に対する考え方は、更田委員長が言われたとおり、いずれも基準地震動として定めるべきであると。震源を特定せず策定された地震動についても、あるいはサイトディペンド（サイト特有）の活断層等によって決められる地震動も基準地震動であると。

ただし、その対応の仕方として、いわゆる地震に対する応答の見方として、既に許可されているリスクの小さい試験研究炉について、これは先ほど伴委員が言われたような、留萌地震（の応答スペクトル）と震源を特定せず策定された、統計処理で求められた地震動もそれほど大きな差はないので、設置変更許可の申請は求めない、あるいは評価も求めないという考え方もあり得るのではないかなど。そこにグレーデッドアプローチを使うと。

少なくとも、許可されていない試験研究炉等の施設については、両方の評価を行っていたい、結果を示していただくことは必要かもしれませんけれども、既に許可をされているものについては、留萌地震（の応答スペクトル）の評価をされているわけですから、それをもって評価とするという考え方もあるのではないかなと思いますけれども。

○更田委員長

話を具体化するために、KURを例に取って言うと、（8ページの③では）KURに対して、標準応答スペクトルによる評価を求めないとありますよね。そうすると、KURのサイトにとってはSsが従前のSsという言い方になるのかな、標準応答スペクトルも考慮したSsとは、こここのサイトに関しては違いますよと。それを許容するかどうかなのですかね。

○山中委員

それは、現時点では許容できるのではないかなと思います。

○更田委員長

ですから、それはそうで、あとは例えば次回の設置変更許可のときにというような形になるのか。

○山中委員

私自身は、震源を特定せず策定された地震動というのが、大きく現状から変化をする、例えば50個、100個の地震のデータを付け加えて、留萌地震（の応答スペクトル）から大きくなるとかいうことが起これば、当然見直しは必要になるかも分かりませんけれども、それまでは必要ない（と思う）。

○更田委員長

そうであるからこそ、こういう提案をしたわけですけれども、では、それを手続上どう実現するかという（問題）。

日本の規制ではあまり例がなくて、海外の規制では頻繁に行われていることの一つが、基準や規則や要求ではこうなっているのだけれども、うちの施設は勘弁してくれというのが申請されるのですね、エグゼンプション、（すなわち）適用除外というもの。

だけれども、今、山中委員がおっしゃっているのであるとすると、当面のところに関して言うと、施設がKURとJRR-3、そうするとこれは適用除外の考え方になるのではないかと思うのだけれども、荻野長官。

○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野でございます。

構成の仕方によるのだと思いますけれども、今回、基準地震動という一般のルールがあ

って、要は基準地震動の測定の仕方について解釈とガイドを新たに変えるという新しいルールを作るということです。それを、既往の既に許可を受けた施設についてどう適用するか。いわゆるバックフィットの話になるのですけれども、要は経過措置の規定の仕方としてそういう類型があり得るかということかとは思います。

ですから、基準地震動についてそうすることの意味はもちろんあるのでしょうかけれども、新しい基準について、経過措置として明示的に特定のある施設について、「なお従前の例による」ということは一般的にはあるのだろうと思います。

ただ、そこは今後の新しい施設も含めて、基準地震動の定義といいますか、それを一般的に変えるということとは別のものとして、それはあり得ると思います。

○更田委員長

基準地震動の定義に手を加えるのは、基準地震動が震源を特定される震源によるもの、それから特定せずで現行は標準応答スペクトルプラス留萌地震（の応答スペクトル）という形で、これは全てのサイトに対して定義は一定であろうと。ただ、その評価を求めるかということ。それから、評価の結果、設備対応を求めるかどうかという2段階に関して。

そうすると、エグゼンプションというのも一つのやり方でしょう、適用除外という考え方。それから、ある特定のサイトについては、本来の定義といいますか現行の定義における設計基準地震動が評価されていないという状態を許容するかどうかという点。ただ、それは評価するまでもなく、留萌地震（の応答スペクトル）と標準応答スペクトルの間の違いが小さいということが分かっているから、それが許容される余地があるのだろうと思いますけれども。

いかがでしょうか。

森下課長。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課の森下です。

以前、バックフィットの運用の基本的な考え方ということで、経過措置については安全上の重要性と被規制者が基準に対応するために必要な期間ということで基本的考え方を決めていただいておりますけれども、今、荻野長官から説明がありましたが、その経過措置の考え方を少し変えるという理解でいればいいのでしょうかという確認なのです。

○更田委員長

今は、何も確認されるような議論はしていないですけれども。

○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野です。

今、森下課長から言及があったのは、主として適用の時期について、いわゆる猶予期間をどう設けるかについての考え方かと思いますけれども、それとは別の話として、先ほど私が申し上げましたのは、一般的な経過措置、既往の施設にどう当てはめるかというのは、既往の施設は「なお従前の例による」というものから、全面的に当てはまるものまで、そ

こはいろいろ中身に応じてあり得るということ。

○更田委員長

明確化されているかどうかというのはあるけれども、私は定義されている経過措置とは区分して考えるべきだと思っていて、経過措置というのは、結局対処に要する改善なり向上なり、それから取り戻しも含めてだけれども、それに対して必要な期間を、これをもつて猶予するというものではあるけれども、このケースの場合は、施設の有する潜在的なリスクの大きさに応じたという観点だから、それはまた別なのではないかと私は思うのですけれども。

○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野です。

「経過措置」という言葉を使いましたけれども、経過措置で新しいルールを当てはめるときに、当てはめ方についての基準を設けることがあって、それをそういう名前で呼んでいるということでありまして、必ずしも時間の観念だけではもちろんなくて、対象ごとにというのは、合理的な理由があればあり得るということでございます。

確かに普通はタイミングの話をどうするかということが多いので、先ほど森下課長が申し上げた考え方でもそれを重点的に置いているということですので、そういう意味では、今まであまりやったことがないものなのかもしれません。

○更田委員長

やったことがない部分なのだろうと思いますけれども。

伴委員。

○伴委員

今の荻野長官の発言に対する確認なのですけれども、つまり、今おっしゃっている経過措置というのは、概念的に実質的な適用除外も含めたものであるという理解でよろしいですか。

○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野でございます。

実際の機能、働き方としては、適用が除外されると。例えば既往のものについては一切適用しないということはもちろんいろいろな条文ではあるわけですので、それはまさに新しいものには適用するけれども、既に既存の施設については適用しないという適用除外になっている。例えば建築基準法の耐震基準なんかであれば、既存不適格といわれるものは、新しい規則から見れば適用除外になっているものはたくさんあるということですけれども、炉規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の場合には、原則それは適用するという立場に立っておりますので、そう見ますと、適用されるものが少ないという意味では適用除外ということになる。

○更田委員長

荻野長官が言われることは、実質は分かるのだけれども、ただ猶予とか経過というのは

トランジションを意味しているのであって、今やろうとしていることはトランジションではないのですよね。これでいいというものなので、除外の考え方なのだろう、適用除外なのだろうと思いますけれども。

片山次長。

○片山原子力規制庁次長

この議論の途中で、更田委員長から御発言があった中で、そもそも基準地震動というものが耐震重要度分類のSクラスというものがある施設について、その耐震安全性を評価するために基準地震動というものを作ることになっているものだと理解をしていて、更田委員長からあったのは、Sクラスがあるという評価そのものが過度に保守的になってはいないかという御議論があったかと思います。

つまり、今、基準地震動を策定すべしと言っている施設を選ぶ基準というのは、共通の物差しになっていて、5mSv/イベントというものを超えなければそもそも要求されない。超えるものは一律要求するという考え方になっている。これは設計基準の段階で要求をされている。

つまり、今はそこにある種別の考え方を入れて、要求しなくていいというエリア、つまり基準地震動でも2種類というか、それを分けるという御議論をされているかと思うのですけれども、そういう方向でいくのか、そもそも耐震Sクラスの評価自身をよく考えてもらうことによって、事実上、そこでグレーデッドアプローチになるのではないかという考え方でいくのかということではないかなと思います。

要するに、1つのサイトで複数の施設がある場合に、基準地震動が複数出てくることを容認するかどうかの議論となってきますので、そのあたりを明確に御議論していただければ、事務局としても今度具体的に検討していく上で、もう少しサジェスチョンを頂ければなと思います。

○更田委員長

耐震Sクラスの施設があって、そのときにそのサイトに要求されるものが設計基準地震動であって、設計基準地震動には耐震SクラスがあってSsを決めるというときの定義は、これまで出ている意見では手を触れないでおこうと。

むしろ、今まで出ていなかった、私は途中でJRR-3を例にして言及したのだけれども、設置者がきちんと努力をして、これはより詳細な評価をして、これは耐震Sクラスに相当しませんとやれば、少なくともその施設については問題ないのだけれども、一方、設置者側からすると、それぐらいだったら標準応答スペクトルの評価をやった方が簡単かもしれないというところだってあって、そうすると、片山次長が言っていることはまたもう一つ違うアプローチで、Ssは決めるのだけれども、でもSsを決めるというのは標準応答スペクトルの評価を込みでということなのです。

片山次長が発言する以前に言っていたのは、そうではなくて、もう潜在的なリスクの大きさを勘案して、Ssを更新する必要はないよという考え方について議論をしていたつもり

なのです。この施設に関しては、耐震Sクラスはあるけれども、Ssについてはなお従前のSsを用いてよいとするという。

私は、理屈として考えられるだろうけれども、あまり現状的ではないと思っているのですけれども、山中委員はそれでいけるのではないかというところ。だから、それぞれ意見は違います。

○荻野原子力規制庁長官

更田委員長から、トランジションの話とエグゼンプションの話がありました。

個別にエグゼンプションするという仕組みは、一般には日本にないのですけれども、基本的にはトランジション、経過措置の規定の中で処理していることが、日本の立法実務では多い。

○更田委員長

(経過措置の中で) 泳いでいる(許容している)わけですね。

○荻野原子力規制庁長官

どっちが泳いでいる(許容している)のか分からぬのですけれども、エグゼンプション型が泳いでいる(許容している)のか、経過措置が泳いでいる(許容している)のかというのは流儀だと思いますけれども、結論は同じようなことになるかもしれません、そこは立法のスタイルとしてそうなっていることが多いということであろうと思います。

○更田委員長

山中委員が言われているように、それは何と呼ぶかではあるのだけれども、例えば標準応答スペクトルが大きく変わるとか、新たな知見があるとかというまでは、言ってみれば、なお従前のSsをもってあなたのサイトのSクラスは評価していくいいよと。要するに、実質的には適用除外なのだけれども、ある種、期間を示す形での経過措置みたいなやり方が可能ではないかというのが、山中委員の言われるところで。

私は、それはなかなか難しいかなと思っていて、ただ本来であれば、設置者が自らの施設の耐震Sクラスを真剣に考えられればいいのだけれども、多分チャレンジしてみると簡単ではないのだろうなとは思いますけれども。

もう一つは、どうしてこれは不整合というかやりにくさが残っているかというと、試験研究炉の規制というのは、日本では発電炉の規制を参照している部分が非常に多いですね。例えば米国であれば、試験研究炉の規制をそもそも米国原子力規制委員会がやっていない。「DOE」、(すなわち)米国エネルギー省が自らやっている形で、試験研究炉の規制は、米国原子力規制委員会はやっていません。それがいいというわけでは決してないけれども、日本はある種難しいところはあって、5mSv/イベントにしても何でもそうですけれども、発電炉に対する規制が準用されてくる部分が大きいので。

かといって設置者の方は、再三申し上げているように、精緻な評価をやるというぐらいだったら、耐震Sクラス(を有する施設が対象になるということ)を飲んでしまった方が手っ取り早いという経緯もあったのだろうと思います。

これは継続議論ですね。もしグレーデッドアプローチというか、適用をさせない方法があるのだとしたらということで、こういうやり方ならばできるという具体的なものがなくこれ以上進まないだろうと思いますので、少なくとも今日の委員会の結論としては、設計基準地震動を複線化してしまうような取組はできないだろうというのが結論だと思います。

荻野長官、いいですか。

○荻野原子力規制庁長官

今日の御議論を踏まえて、論点を整理するという形で作業をさせていただいて、お諮りをしたいと思います。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

上にどんな施設が乗っているかにかかわらず、基準地震動の今回の震源を特定せずの標準応答スペクトルを用いるということに関しては、書き分けはせずに、一律の書き方にすることについては、私は事務局の提案のとおりでいいと思うのです。

○更田委員長

そこは、全員異論はないのだと思います。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

5つ目の議題です。「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合における議論の状況について」。説明は古金谷緊急事案対策室長から。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

資料5でございます。緊急事案対策室長の古金谷でございます。

緊急時活動レベル、(すなわち)「EAL」の見直しにつきましては、本年3月30日の原子力規制委員会でその方向性について御了承いただきまして、今、特重施設(特定重大事故等対処施設)の運用開始を見据えた見直しの検討を進めています。これまで、事業者等と意見交換・情報交換会合(緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合(EAL見直し会合))を2回開催しております、そこに書いております3つのステップで検討しているわけですが、ステップ2まで検討が進んできましたので、今回、議論の状況について、中間的ではございますけれども御報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、担当の児玉企画調整官の方から説明させていただきます。

○児玉長官官房緊急事案対策室企画調整官

緊急事案対策室の児玉でございます。

検討状況ということで、2.でございますが、ステップ1としまして、事故の進展の整理ということで、まず、審査会合等で用いられました情報を元に、特重施設、多様性拡張